

# 名古屋市障害者雇用支援センター ご利用の流れ

**ステップ 1** 相談する 電話相談  
 (来所のご予約) **名古屋市障害者雇用支援センター**  
**052-678-3333**

- ★今はたらいているが転職先をさがしたい
- ★学校卒業後の就職について相談したい
- ★今はたらいているところでこまったことがあり相談したい
- ★福祉施設ではたらいているが企業ではたらいきたい
- ★自宅で過ごしているが就職したい
- ★はたらく訓練できるところを利用したい



事業①

事業②

就労移行支援事業などの  
 利用ニーズ無し  
 →障害者就労支援センター登録

来所面談  
 (相談)

就労移行支援事業所などの  
 利用ニーズあり  
 社会資源の提案

**ステップ 2** サポートして  
 もらう



就労移行支援事業 等々  
 ※利用 上限2年

## 1 就労支援センター事業とは?

障害者の就労及び日常生活上の相談・支援を一体的に行う事業です。求職活動支援、職場定着支援、その他健康管理などの生活面における助言指導などを行います。  
 <障害者雇用促進法に基づく市補助金事業であり、登録制による利用となります>

## 2 障害者就労移行支援事業とは?

当センターに毎日通い、手作業や事務作業(模擬的な仕事)・マナーの習得(就労準備講座)などの就職準備を行い、その後、担当職員と就職活動(会社見学・面接同行など)をするなど、障がいのある方の就職に向けて、様々な支援を提供しています。  
 利用期間は最大で2年間です。半年から1年の間に大半の方が修了し、企業へ就職しています。  
 <障害者総合支援法に基づく福祉サービスであり、利用するには当センターとの契

ゴール

**ステップ 3**

就職する

ここからが本当の**スタート!**

**ステップ 4** 働きつづける

支援員が職場を訪問など  
 安心して長く働き続ける  
 ことこそが**ゴール!**

## 就労定着支援事業

就労移行支援事業等を利用して一般就職した方に面談や職場訪問などの職場定着支援を行っています(障害福祉サービス受給者証の発行が必要になります。利用は最長で就職後3年半です。)